

桑折町歴史観光交流センターデジタルサイネージ

WEB コンテンツ作成事業業務委託

仕様書

福島県桑折町

令和8年6月24日

1 業務名

桑折町歴史観光交流センターデジタルサイネージ WEB コンテンツ作成事業業務委託（以下、「本業務」という。）

2 目的

本業務は、桑折町歴史観光交流センター基本構想にもとづき、桑折町の観光情報の集約・発信、来訪者の交流拠点となる「歴史観光交流センター」の建設に伴い、デジタルサイネージ（電子看板）およびタブレット端末に表示するコンテンツを作成するものである。

来館者が直感的に操作し、必要な情報へ迷わずたどり着けるよう、歴史紹介動画・観光 PR 動画・収蔵品検索システム・観光・イベント・お店情報・周辺 MAP 等を、わかりやすいユーザーインターフェースで提供することを目的とする。

3 履行（納入）場所

桑折町役場

住所：福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番地 7

4 業務内容（本業務の対象範囲）

本業務の対象は、デジタルサイネージ等に表示するコンテンツを作成するものとし、その範囲は次のとおりとする。

- (1) コンテンツの企画・設計（画面デザイン、画面遷移、UI/UX 設計）
- (2) コンテンツの制作・実装（後述の各機能）
- (3) 別調達の機器（サーバ・管理用 PC・ディスプレイ・タブレット端末）へのコンテンツの導入・設定
- (4) 別調達機器上での動作確認および検収対応

- (5) 管理者用運用マニュアルの作成
- (6) 翻訳機能の提供(英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語に対応するものとする。Google 翻訳等の機械翻訳サービスの利用可。)
- (7) 打合せ議事録の作成

【本業務の対象外(別調達)】

次の機器・物品は本町が別予算で調達するため、本業務の調達対象には一切含まない。

- (1) タッチパネル式ディスプレイ及び筐体(屋内型 1台)
- (2) タブレット端末(2台)
- (3) 管理サーバ(1台)
- (4) 管理用パソコン(1台)

ただし、本業務で作成するコンテンツは、これら別調達機器上で正常に動作することを要件とする。受注者は「6 与条件(別調達機器の仕様)」を前提として設計・制作すること。

5 履行期限

令和9年2月26日まで

6 与条件(別調達機器の仕様)

本業務で作成するコンテンツは、本町が別途調達する次の機器上で正常に動作するよう設計・制作すること。これらの機器は本業務の調達対象外である。

- (1) タッチパネル式ディスプレイ及び筐体

台数：1台

画面サイズ：86インチ 以上

解像度：3,840×2,160(4K) 以上

設置向き：横向き

タッチ方式：赤外線遮断検出方式

備考：タッチパネルとディスプレイは一体型

(2) タブレット端末 (iPad を想定)

台数：2 台

OS：iOS (バージョン：18 以上)

画面サイズ：13 インチ以上

(3) 管理サーバ

台数：1 台

OS：Linux OS (RockyLinux10 最新版)

CPU:3.4Ghz 以上/4 コア以上

メモリ：32GB 以上

ストレージ SSD：500GB 以上

ミドルウェア：(WEB サーバ：Apache DB：MySQL)

ネットワーク：インターネット接続可能。設置場所は桑折町役場サーバ室

(4) 管理用パソコン

台数：1 台

OS：Microsoft Windows OS (バージョン：Windows 11 Pro)

対応ブラウザ：(Microsoft Edge 最新版 / Google Chrome 最新版)

7 役割分担・責任分界点

本業務の責任範囲を明確にするため、役割分担を次のとおり定める。

項目	別調達事業者（機器）	本業務受注者（コンテンツ）
ディスプレイ・タブレット端末・サーバ・PCの調達・設置	○	－
サーバOS・ミドルウェアの初期構築	○	－
ネットワーク・回線の敷設・設定	○	－
機器・OS・ミドルウェアの動作保証	○	－
コンテンツの企画・設計・制作	－	○
コンテンツのサーバ・端末への導入・設定	－	○
コンテンツが正常表示・動作することの確認	－	○

機器・OS・ネットワーク等の不具合に起因する不具合は、本業務の責任範囲外とする。ただし、原因の切り分けについては、受注者は発注者および別調達事業者に誠実に協力すること。

8 コンテンツに関する要件

(1) 搭載する機能

ア 桑折町歴史紹介動画・観光PR動画再生

イ 施設案内

ウ 歴史収蔵品管理システム（デジタル化した歴史収蔵品を管理するシステム）

エ 歴史収蔵品検索システム（歴史収蔵品管理システムによりデジタル管理されている収蔵品を、来館者が検索し閲覧できるシステム）

オ 歴史観光案内（桑折町の観光案内サイト等とリンクさせる、町内マップ及

びイベント情報を確認できること。)

カ 翻訳機能の提供(英語・中国語(簡体字・繁体字)・韓国語に対応した翻訳機能を提供すること。Google 翻訳等の機械翻訳サービスの利用可。)

(2) 画面構成・操作要件

ア ディスプレイ(86インチ・横向き)

・初期画面よりタッチ操作で各ページへ遷移できること。

イ タブレット端末(2台)

・ディスプレイと同様の操作が可能であること。

・館内の整備済みWi-Fi環境にてネットワーク接続して利用すること。

(3) UI/UXに関する要件(直感的操作の確保)

本業務の重点事項として、来館者が直感的にコンテンツを選び出せることを最優先とする。

ア 年齢・ITリテラシーを問わず、誰もが迷わず操作できるシンプルで分かりやすい画面設計とすること。

イ アイコン・大きなタッチ領域・浅い階層構造など、ユニバーサルデザインに配慮すること。

ウ 文字サイズ・配色は視認性に配慮し、高齢者・色覚特性のある方にも配慮すること。

エ 操作開始から目的の情報まで、できるだけ少ないタッチ数で到達できる導線とすること。

オ 画面デザイン案・画面遷移図(ワイヤーフレーム)を提示し、発注者と協議のうえ決定すること。

9 動作確認・検収に関する要件

別調達機器の納入時期に左右されず円滑に検収を行うため、次のとおり二段階で確認する。

(1) 第一段階（同等環境での確認）

受注者は、自社で用意する同等環境（与条件に示す OS・解像度・ブラウザ等に準拠）において、コンテンツの動作確認を行い、結果を発注者に報告すること。

(2) 第二段階（実機での最終確認）

ア 別調達機器が設置された後、実機上でコンテンツが正常に表示・動作することを確認する。

イ 実機での確認の結果、コンテンツに起因する不具合があった場合、受注者は速やかに修正すること。

ウ 別調達機器の納入遅延等、受注者の責に帰さない事由により実機確認が履期限内に行えない場合は、発注者・受注者の協議により取扱いを定める。

10 成果物・権利の帰属

(1) 成果物

成果物の二次利用・改変が可能となるよう、次の事項について必要なデータ形式で納品すること。

ア 業務計画書

イ 構造設計

ウ デザイン設計

エ 管理者用運用・操作マニュアル

オ 保守体制表

カ 各打合せの会議録

(2) 著作権

本業務により作成したコンテンツおよび関連資料（デザインデータ、設計書等）の著作権その他の権利は、本町に帰属するものとする。ただし、汎用的なプログラム・ライブラリ等の権利はこの限りでない。

11 運用・保守に関する要件

(1) 運用・保守体制及び障害対応

- ア 専門技術者による運用体制が確立されていること。
- イ 自然災害に因るものを除き、メンテナンス等によるサービスの停止時間は限りなく短時間で実施し、安定した運用に努めること。
- ウ 問い合わせ窓口を設け、電話・メールによる問い合わせが可能なこと（9時～17時 12月29日から1月3日までを除く）。
- オ トラブルが発生した時には、速やかに状況確認を行い、迅速に復旧作業を行うこと。

(2) 運用サポート

- ア 構成の追加・変更について、軽微なものは、保守・運用業務の範囲で対応すること。
- イ 稼働後に様々な設定変更の必要が生じた場合、できる限り支援を行うこと。
- ウ 本町からの以下に示す事項に関する問い合わせに対し、電話・メールによる窓口を設けること。問い合わせ窓口については明確にして対応を行うこと。なお、問い合わせについては、問い合わせ上限回数等は設けず、柔軟に対応すること。また、受託者は問い合わせ受付後、当日中に問い合わせに対する回答もしくは、回答に要する日数等を本町へ示すこと。
 - ・機能、操作に関する問い合わせ

・運用管理、テンプレート修正に関する問い合わせ

エ 本町からの問い合わせについて、原則メールで担当職員からの受付とする。ただし、緊急を要する場合においては、この限りではない。なお、問い合わせおよび対応結果については、受託者にて取り纏め、担当職員へ書面にて報告・連絡すること。

(3) その他

業務完了日以降の継続的な保守業務は別途契約とする。

12 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

13 その他

文書データ写真など本業務に必要と認められるものに関しては、本町が貸与するものとする。また、不足素材に関しては協議の上、構築をするものとする。

14 疑義

この仕様書に定めない事項、この仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細及び疑義が生じた場合は、遅滞なく協議し、これを定めるものとする。